

(仮称)川西市立総合医療センター  
キセラ川西センター整備事業  
マーケットサウンディング実施要領

平成31年2月7日

川西市

# 目次

1	はじめに	1
2	全体事業の概要等	1
	（1）事業内容に関する事項	1
	（2）これまでの経緯と予定	1
3	手続き等	2
	（1）対象者	2
	（2）対話への参加要件	2
	（3）マーケットサウンディングのスケジュール	3
	（4）担当所属	3
	（5）参加申込書に関する事項	3
	（6）意見書の提出	4
4	対話の進め方等	4
	（1）日時・場所	4
	（2）参加人数	4
	（3）対話項目	4
	（4）実施方法	4
5	留意事項	5
	（1）参加に関する取扱い及び費用	5
	（2）対話実施結果の公表等	5
	（3）その他	5

## 1 はじめに

市の中心部であるキセラ川西地内に新病院となる「(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター」の移転整備を計画しています。

こうした中、事前に民間事業者等の皆様との「対話」による意見招請(マーケットサウンディング)を実施し、この「対話」を通じて、民間事業者等の皆様と川西市との間で、(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業について相互理解を図り、民間事業者等の皆様が参加しやすい公募条件等を整理していくものです。

なお、(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業については、川西市議会における関連予算の議決を経て決定するものであり、現時点では事業実施が確約されたものではありません。

## 2 全体事業の概要等

### (1) 事業内容に関する事項

事業名称

(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業(以下「本事業」という。)

敷地の場所

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業地内(9街区2-1、9街区2-2、9街区3-1、9街区3-2-A、9街区3-2-B、廃道地)

敷地面積

11,942.49㎡

事業開始予定

平成31年8月

事業完了予定

平成34年6月末工事完了予定(開院は平成34年9月予定)

事業方式

設計施工一括発注方式

### (2) これまでの経緯と予定

基本構想の策定

目指すべき診療の機能のあり方や整備の基本的な方向性等をまとめた「(仮称)川西市立総合医療センター基本構想」を平成31年2月中旬に策定予定である。

基本計画の策定

基本構想を基に病院建設における基本的な条件等の計画をまとめた「(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備基本計画」を平成31年3月に策定予定である。

### 3 手続き等

#### (1) 対象者

民間事業者等（本事業への積極的かつ明確な参加意向を有する法人又は法人グループ）

#### (2) 対話への参加要件

事業者の参加要件は、次のとおりとする。なお、本対話に参加した者に本事業に係る公募への参加を義務づけるものではない。

応募者に関する要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第に規定する資格制限に該当しない者であること。
- イ 本市の一般(指名)競争入札参加資格者名簿に掲載されている者で、川西市の指名停止・国土交通省の営業停止処分の措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- オ 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
- カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

##### (ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- a 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合

- a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続き進行中の会社又は更生会社である場合を除く。
- b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (ウ) その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 市が(仮称)川西市立総合医療センターに係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。

(ア) 商号 シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社

所在地 大阪府吹田市桃山台5丁目20番1号

(イ) 商号 株式会社プラスPM

所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

平成20年4月から平成31年1月31日までに、一般病床(医療法第7条第2項に規定する一般病床をいう。以下同じ。)が250床以上の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築に係る設計業務又は工事を主契約者として完了した実績がある者。但し、増築の場合は、増築部分に一般病床250床以上の病棟を含むものに限る。

### (3) マーケットサウンディングのスケジュール

マーケットサウンディングのスケジュールは次のとおり。

平成31年2月7日(木)	公告
平成31年2月19日(火)	参加申込書等の提出期限
平成31年2月22日(金)まで	参加資格の確認通知
平成31年2月28日(木)	意見書の提出期限(提出は任意)
平成31年3月5日(火)~7日(木)	対話

### (4) 担当所属

所在地：〒666-8501

川西市中央町12番1号 川西市 総合政策部政策調整課(市役所4階3番)

T E L : 072 - 740-1120 (直通)

F A X : 072 - 740-1315

電子メールアドレス：kawa0176@city.kawanishi.lg.jp

担当：中村、大村

### (5) 参加申込書に関する事項

対話への参加を希望する者は、次に示すとおり、参加申込書等の提出を行うものとする。

参加申込書等の作成要領

参加申込書等の様式は、様式1-1、1-2、1-3に示すとおりとする。

提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：平成31年2月19日(火)午後5時必着

提出場所：担当所属に同じ。

提出部数：書面にて2部。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)とする。

#### 参加資格の確認通知

参加資格の確認を行い、要件を満たしていると認められるときは、参加資格を認定する。  
なお、確認の結果は、平成31年2月22日（金）までに書面により通知する。

#### その他

参加申込みが多数の場合には、参加申込書等に記載する「3（1）対話への参加要件」に該当する施工実績数が多い順に対話参加者数を限定することがある。

### （6）意見書の提出

#### 意見書の提出

意見書の提出は任意とする。意見書の提出がなくても本対話への参加は可能である。

#### 意見書の作成要領

意見書の様式は、様式2に示すとおりとする。

#### 提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：平成31年2月28日（木）午後5時必着

提出場所：担当所属に同じ

提出部数：書面にて10部。（メールにてPDFデータも併せて提出すること。）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

## 4 対話の進め方等

### （1）日時・場所

対話は、平成31年3月5日（火）から7日（木）の3日間のいずれかのうち、所要時間として30分から1時間程度を予定している。日時及び場所の詳細については、平成31年2月28日（木）を目途に、対話参加者に書面にて通知する。

### （2）参加人数

参加人数は、最大10人までとする。

### （3）対話項目

「対話」では、市ホームページに掲示している資料等を参考に、自由に意見を提示してください。

### （4）実施方法

本対話は、参加者毎に以下の流れに沿って進めるものとする。対話においては対話参加者が主導して対話を進めるものとする。尚、時間の都合上、名刺交換、自己紹介は省略する。

#### 担当者からの対話要領の説明

#### 対話参加者からの意見

資料の準備は不要であるが、必要と考えられる場合には、「3（8）意見書の提出」に沿って事前に提出するか、対話当日に持参することも可とする。資料の提示は可とするが対話終了後資料は返却する。

#### 市・対話参加者による質疑応答

## 5 留意事項

### (1) 参加に関する取扱い及び費用

対話参加者に、本事業の設計施工者選定に係る公募への参加を義務付けるものではない。本対話への参加実績を、今後予定されている本事業の設計施工者選定において、評価の対象とすることはない。

参加申込書及び意見書の提出、並びに本対話への参加に要する費用は、対話参加者の負担とする。

### (2) 対話実施結果の公表等

対話参加者の法人名や意見内容については、ノウハウ保護等の関係から、公表しないが、概略の実施内容を説明することがある。

対話によって得られた意見やアイデアを設計に反映させることがある。

### (3) その他

「(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備基本計画」等については、市立病院整備調査特別委員会の資料を参考にすること。

(2月15日(金)に市ホームページへ掲示予定)

ICレコーダー等によりヒアリングの内容を録音することは禁止とする。